

# 令和8年度旧秋田県農業研修センター（大潟村）緑地植栽管理業務委託特記仕様書

## 1 業務目的

旧秋田県農業研修センター緑地植栽の維持管理及び構内・建物の環境保全を業務の目的とする。

## 2 委託期間

契約日から令和9年3月31日まで

## 3 業務対象

南秋田郡大潟村字東一丁目1番1

旧秋田県農業研修センター構内（22, 101.24㎡）の緑地植栽

（「旧秋田県農業研修センター平面図（緑地植栽管理業務委託対象図）」のとおり）

## 4 業務内容

受注者は、次の業務を行うものとする。

### (1) 緑地管理（芝刈り作業）

#### ア 対象

- ① 芝生（範囲約2, 400㎡）

#### イ 業務

- ① 落枝及び落葉マツ葉・芝生サッチ（刈りカス、冬枯れ葉）等の除去・処分  
：年1回（春）
- ② 芝刈り、集草・処分及び芝刈り後周辺清掃  
：年7回
- ③ 芝生施肥  
：年2回

### (2) 緑地管理（除草作業）

#### ア 対象

- ① 草地（範囲約4, 100㎡）
- ② 高木の下（範囲約2, 900㎡）
- ③ 低木の下（範囲約100㎡）
- ④ 中庭（範囲約50㎡）
- ⑤ その他、①～③に隣接する大潟村道敷（側溝を含む。）、及び構内のうち①～③に含まれない区域（駐車場、駐車場北側空地、建物北側体育館入口、道路等）が、イの業務を必要とする状態にある場合には、対象に加える。

#### イ 業務

- ① 落枝及び落葉マツ葉等の除去・処分  
：年1回（春）
- ② 草刈り、集草・処分及び草刈り後周辺清掃  
：年2回

※ 草刈り回数、範囲又は作業量・時間の削減を目的として、除草剤の使用を可能とする。ただし、構内の芝生・樹木及び生態系公園等周辺に悪影響を及ぼさない範囲とする。

### (3) 植栽管理（樹木剪定作業）

#### ア 対象

- ① 高木（マツ、グミなどの樹木約250本、範囲約2,900㎡）
- ② 低木（玉ツゲ、カイヅカイブキなどの樹木約100本、範囲約100㎡）

#### イ 業務

- ① 高木：次の業務 ：年2回
  - 敷地境界からはみ出た（大潟村道、生態系公園等にはみ出た）枝葉の剪定
  - 構内道路・駐車場等にはみ出た枝葉の剪定
  - その他植栽の維持管理上、剪定が必要な枝葉の剪定
  - 倒木及び倒木のおそれがある樹木の伐採
  - その他植栽の維持管理上、伐採が必要な樹木の伐採
  - 枝葉等発生材の処分
- ② 低木：次の業務 ：年2回
  - 枝葉の剪定
  - 枝葉等発生材の運搬・処分

### (4) 陸屋根排水管理（溝・ドレン等清掃作業）

#### ア 対象

- ① 建物陸屋根の溝・ドレン等（陸屋根の縁の延長約300m）

#### イ 業務

- ① 雨水排水用溝、ドレン及び排水パイプの泥等の除去・処分 ：年1回

## 5 打ち合わせ、協議

受注者は、発注者と打ち合わせを行った上で業務を遂行することとし、この仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、発注者と協議を行うものとする。